

農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に影響を大きく受けた米、牛肉、乳製品、鮮魚・カニ等の農林水産物及び農林水産加工品（食品）の消費回復・拡大に向け、県内の農林水産業関係団体等が行う販路開拓、新しい生活様式に合わせた新商品開発等の新たな取組や県内農林水産物の販売促進を図るための取組を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる県内の農林水産業関係団体等が行う同表第3欄に掲げる事業（本補助金以外の補助金、交付金等の交付対象となる事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象となる経費は、各対象事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、農林水産部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第2欄に掲げる者が行う補助事業に係る別表第7欄に定める変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、知事が別に定める日と令和4年2月28日のいずれか早い日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日以降に実施する事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業名	2 事業実施主体	3 対象事業	4 補助対象経費	5 補助率	6 補助上限額	7 重要な変更
農林水産物 消費回復緊急 支援事業	県内の農業協同 組合、農業協同 組合連合会、農 業協同組合中央 会、漁業協同組 合、水産加工業 協同組合、その 他農林水産部長 が認める農林水 産業関係組織	新型コロナウイルス感 染症拡大に伴い消費の 落ち込んだ農林水産物 及び農林水産加工品 （食品）の消費回復・ 拡大に向け、農林水産 業関係団体等が行う販 路開拓、新しい生活様 式に合わせた新商品開 発等の新たな取組	商品開発費 販路開拓費 資材費 委託費 保管料 商品発送に係る経 費（事業実施主 体が負担した部 分に限る。） その他消費回復・ 拡大に係る経費 ※ただし、人件費 は対象外とする	1 / 2	500万円	補助金の増

※本事業の申請は、1事業実施主体あたり1回限りとする。

※令和3年4月1日以降に実施する事業から適用する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

農林水産物消費回復緊急支援事業実施計画（報告）書

1 事業の目的

2 消費回復対策の内容（実績報告時は実施した対策の効果を記載すること）

※農林水産物消費回復緊急支援事業実施要領の別記様式2のとおり

3 事業費の内訳

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費） （A）＋（B） 円	内 訳		備 考
		県 費 （A） 円	そ の 他 （B） 円	
計				

4 事業着手（予定）年月日 令和 年 月 日

5 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

6 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由

--

※県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合に理由を記載

7 他の補助金の活用

（1）活用の有無（有 ・ 無）

※他の補助金活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（2）活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

8 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	予算額 (精算額)	備 考
県 費 そ の 他	円	
合 計		

（2）支出の部

区 分	予算額 (精算額)	備 考
	円	
合 計		

9 添付書類

- （1） 事業費の詳細が分かる資料（見積書等）
- （2） 機械を導入する場合は、詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料。
- （3） 機械を特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が団体の事業になぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- （4） 活動の状況が分かる資料等（実施報告時）

様

職 氏 名

印

農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金交付要綱（令和3年5月24日付第202100050159号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。